

小型バスの導入とその効果に関する基礎的研究

中部大学 正会員 磯部 友彦

中部大学 学生員 ○杉尾 恵太

中部大学 今村 剛宏,後藤 裕生,山口 和博

1.はじめに

現在、高齢化社会の到来を見据えて、バス事業の利便性向上への期待が高まっている。しかしその一方で、その事業経営は困難を極め、可能な限りの経営効率化が不可欠な現状にある。その中で最近では、通常のバスと比べて「ドア・トゥ・ドア性が高い」、「車両の購入費・維持費が安い」などのメリットをもつ小型バスの導入事例が増加傾向にあり、特に地域の生活の足として整備されるコミュニティバスにおいて導入されている。しかし小型であるが故に「乗客の積み残しが発生しやすい」等のデメリットも考えられ、どのような地域にでも一様に導入すれば良いと言うものではない。

そこで本研究では、地方自治体における小型バスの導入実態を把握するとともに、各自治体が小型バスのメリット・デメリットをどのように評価しているのかを調査する。これにより得られた小型バスの実態やその評価と、地域特性(人口,財政規模,公共輸送の整備状況など)を合わせ見ることで、「どのような地域に小型バスを導入すべきか」を検討するための基礎的知見を得ることが目的である。

2.地方自治体へのアンケート調査

(1)調査概略

地方自治体の小型バスのメリット・デメリットに対する評価を知るため、アンケート調査を実施した。その概略を表1に示す。

ここで、本研究における小型バスは「一般的なバスよりも小さいもの」という点を念頭に置き、

「旅客運賃規定¹⁾」による大型バス以外(全長9m未満または定員50人未満)と定義した。また、表中の調査対象地域409市町村の内訳については、東海4県(愛知,岐阜,三重,静岡)の全330件および、全国の小型バスを導入している自治体の中から抽出した79件となっている。

表1 アンケート調査概略

調査対象 (内訳)	総数409市町村 (東海4県 330件 全国から抽出 79件)
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率 (H11.11.15現在)	72.10% (409件中295件)

(2)設問項目の概要

調査票の設問項目の大分類とその概要については以下に示す通りである(括弧内は調査対象の自治体)。ここで言う行政関与バスとは、市町村域内を走る路線バスの中で、直営もしくは運行委託の形式で直接的に関与しているもの(コミュニティバス等)とし、運営費補助のような間接的な関与は含まない。

○地域特性(全自治体)

バス事業担当部局,人口規模,財政支出全体の内の公共輸送の占める割合,公共輸送の整備状況など

○行政関与バスの実態(行政関与バスがある自治体)

バスの導入目的,事業支出,利用実態,
バス車両の形態など

○バス事業への意向(行政関与バスのない自治体)

バス事業の必要性の有無,
行政関与バス導入予定の有無など
※予定のある場合、その詳細についても調査

○小型バスの評価(全自治体)

小型バスのメリット・デメリットの重要度の評価など

3.メリット・デメリット評価の分析

回収されたアンケート調査票(295件)のうち、現段階で入力済みの158件(ランダム抽出)を用いて、小型バスのメリット・デメリットの項目ごとの評価と、地域特性との関係を分析する。ここで、メリット・デメリットの項目については表2に示す。

これらの項目について、行政関与バスの有り無しにより市町村を2つに分け、両者間のメリット・デメリット評価の差

表2 メリット・デメリット項目

メリ ッ ト	①狭い道路でも走行可能
	②高さ制限があっても走行可能
	③運営費・維持費が安い
	④車両価格が大型バスに比べて安い
	⑤大型バスに比べて乗り降りが容易
	⑥運転手の確保が容易
デ メ リ ッ ト	①乗客の積み残しが発生する可能性
	②新規に車両を購入する必要がある
	③生活道路への進入の際の騒音問題
	④大型バスに比べて座席数が少ない
	⑤乗り降りが困難(扉,通路が狭いため)
	⑥路線バスとして認識されにくい

違を検討する。これから「実際に運行しなければ判らないメリット・デメリット」を検討していく。ここで、行政関与バスの有る自治体 82件、無い自治体 76件である。

(1) 小型バスのメリットに対する評価

行政関与バスの有り無しのグループ毎に、小型バスの各メリット項目について「そう思う」、「どちらでも無い」、「そう思わない」および「無回答」の4区分毎の割合を示したものが図1である。

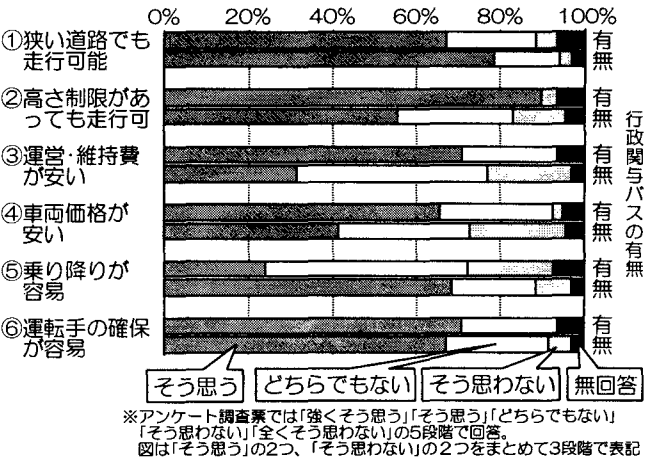


図1 小型バスのメリットに関する評価

この図を概観すると、行政関与バスの有り無しによって評価が異なっていることが分かる。項目ごとに両者の差異を検討すると、まず「②高さ制限があっても走行可能」について見れば、バス事業に関与している自治体はそのほとんどがメリットと認識しているが、関与していない場合にはこれをメリットとして認識している自治体は少ない。実際にバスに関与している自治体の方が、より正確に評価できるものと考えれば、実際の事業において高さ制限のある道路が走行できることは重要であることが見て取れる。また、③④の経費の安さ関連の項目では、関与バス有りの自治体に比べてバスに関与していない自治体は、費用面での小型バスの効果を十分理解していない傾向にある。今後、小型バスの導入を検討する自治体は、費用節約の観点もメリットとして認識を改めていくべきと言える。これに対して「⑤乗り降りが容易」については、関与無しの自治体の多くが評価しているが、関与有りの自治体が評価していないことから、この要素はメリットと捉えにくいことが分かる。最後に「⑥運転手の確保の容易さ」は7割程度の自治体がメリットと評価している。現行の運転免許制度下においては、小型バスの運転は一般のバスと同一の免許を用いるため、制度面からのメリットとは考えられないが、小型バスの運転手として高齢ドライバーの採用事例もあり、一般のバスに比べれば確保が容易であると判断したのではないかと推測される。

(2) 小型バスのデメリットに対する評価

図1のメリットと同様に、小型バスのデメリットの各項目ごとにその内訳を示したものが図2である。

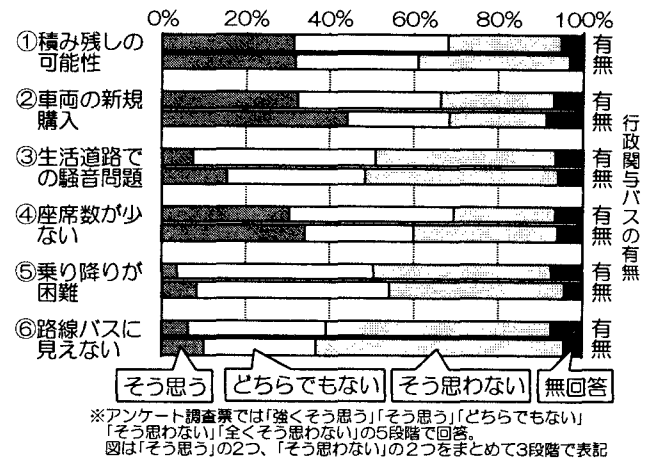


図2 小型バスのデメリットに関する評価

この図を概観すれば、デメリットに関しては行政関与バスの有り無しによる差はあまり見られない。しかし全体的な傾向として、行政関与をしていない自治体は全ての項目において「そう思う」の評価が若干高くなっており、デメリットを過大に認識する自治体が多いものと言える。また、①積み残し可能性、②車両の新規購入、④座席数が少ない、という項目を30%程度の自治体がデメリットとしてとらえていることが分かる。

4. おわりに

本研究により、小型バスのメリット・デメリットについて以下の知見が得られた。

- ・行政が直接的に関与したバスの有無によって、小型バス導入のメリット・デメリットの評価にギャップが存在していることを明らかにした。
- ・小型バスのメリットについては、②高さ制限、③④経費関係の項目について、バス事業に関与している自治体に比べて、関与していない自治体は過小評価の傾向がある。特に③④に関しては、小型バスの経営効率化の効果が認識されていないことを示している。
- ・デメリットに関しては、行政関与バスの有り無しによるギャップはあまり見られないが、全体的に無しの自治体はデメリットを過大に評価する傾向が見られた。

今回の論文では、総回収数295件のうち、ランダムサンプリングによる158件のデータのみで分析を行ったが、発表の折には全データを用いた分析を公表する。

【参考文献】
(1)運輸省自動車交通局長通達「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」、自旅第124号、1994.8